西尾市街区基準点管理保全要綱第4条第3項の規定に基づく使用手続方法

西尾市街区基準点管理保全要綱第4条第3項の規定に基づき、市長が適当と認める団体に係る街区基準点の使用手続を次のとおり定める。

- 第1 市長が適当と認める団体は、愛知県土地家屋調査士会とする。
- 第2 街区基準点使用包括承認による使用期間は、1年間とする。
- 第3 愛知県土地家屋調査士会は、あらかじめ街区基準点使用包括承認申請書(別記様式第1号)により市長に申請し、街区基準点使用包括承認書(別記様式第2号)により使用の承認を受けることができる。
- 第4 前項の規定による承認を受けた場合は、街区基準点の使用後に街区基準点使用報告書(別記様式第3号)により、愛知県土地家屋調査士会又は土地家屋調査士が月単位で使用結果を市長に報告するものとする。
- 第5 街区基準点を使用する者は、土地家屋調査士会員証を携行し、市職員又は土地所有者等の請求があったときは、これを提示しなければならない。